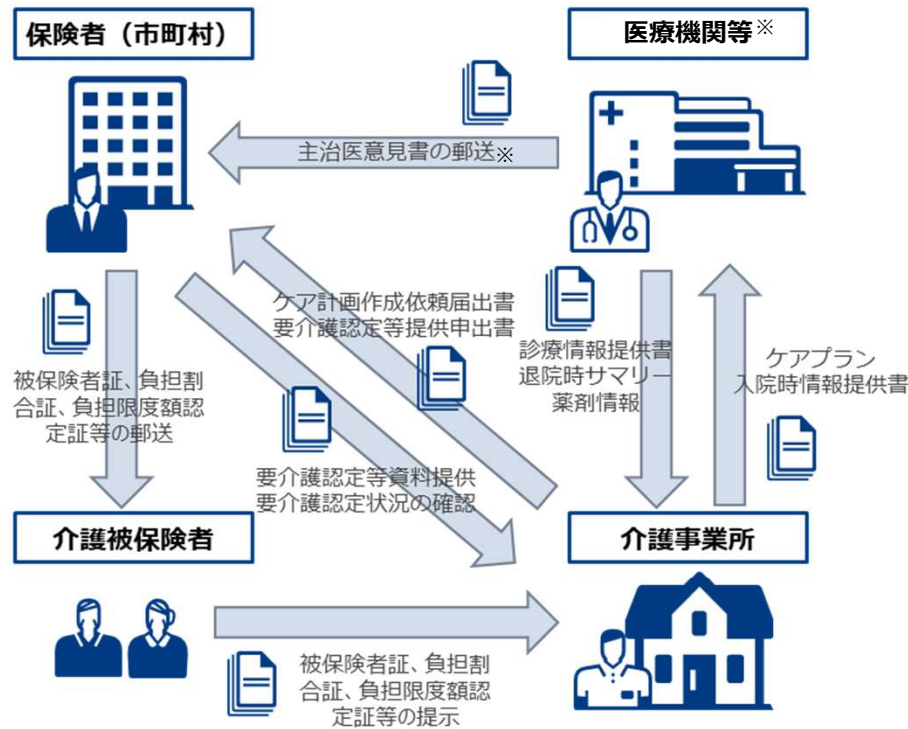


介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

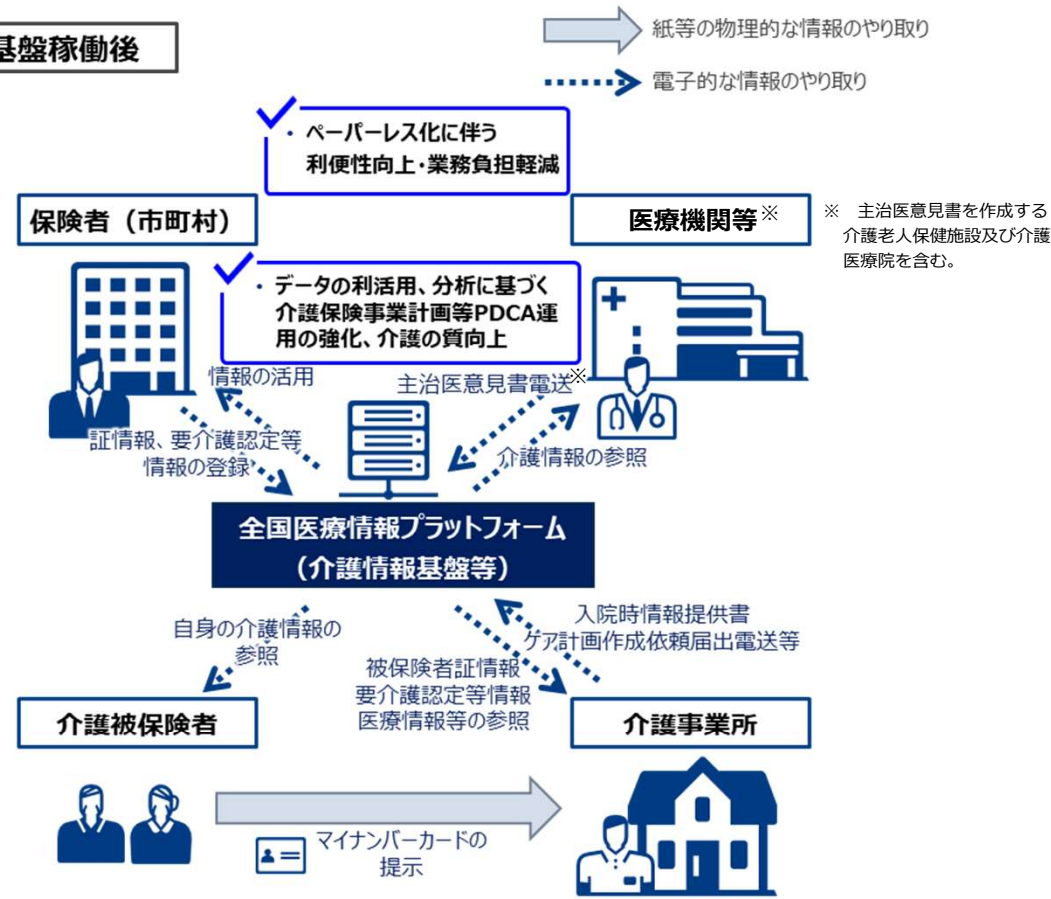
介護情報基盤の活用イメージ

現在



⚠️ 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及び証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

基盤稼働後



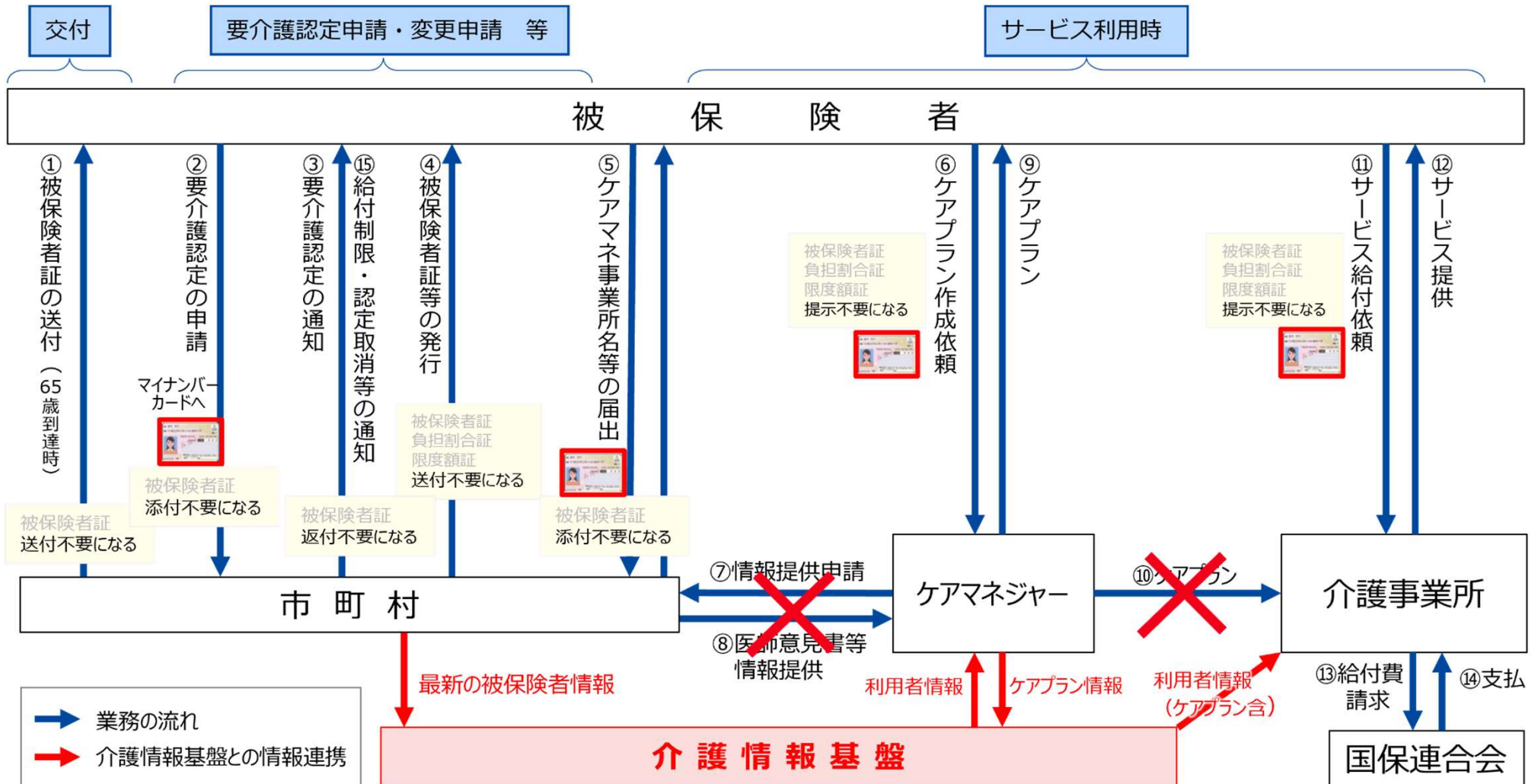
- ✓ ペーパーレス化に伴う 利便性向上・業務負担軽減
- ✓ データの利活用、分析に基づく 介護保険事業計画等PDCA運用の強化、介護の質向上

- ✓ 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- ✓ 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

※ 主治医意見書を作成する介護老人保健施設及び介護医療院を含む。

介護保険被保険者証のペーパーレス化の方向性

- 介護情報基盤に格納された被保険者の資格情報等を活用することによって、65歳到達時の被保険者証の一齐送付や、要介護認定手続等における送付・記載・返付、サービス利用時における複数の証の提示などをペーパーレス化し、さらなる業務効率化や利便性向上を図る。



出所) 第106回社会保障審議会介護保険部会 (資料2) 介護保険被保険者証について 一部改変

介護情報基盤による介護情報の共有範囲（介護情報基盤運用開始後）

★：作成主体 ○：これまで主に情報共有され、今後も介護情報基盤で共有される主体

◎：今後、原則利用者の同意を前提に介護情報基盤で情報共有される主体

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者					
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所（※1）	介護事業所		医療機関
					作成者		作成者
要介護認定情報	①認定調査票		★	◎			
	②主治医意見書		○	◎	★ (※2)		★
	③介護保険被保険者証（要介護度等を含む）	○	★	○	○		○
	④要介護認定申請書	★	○				
請求・ 給付情報	①給付管理票	○	○	★			
	②居宅介護支援介護給付費明細書	(※3)	(※3)				
	③介護給付費請求書	○ (※3)	○ (※3)	★	★		
	④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書						
	⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書						
	⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書						
	⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書						
	⑧施設サービス等介護給付費明細書						
LIFE情報	①LIFE情報（ADL等）	◎	◎	◎	★	◎	◎
ケアプラン	(1) 居宅サービス (2) 施設サービス						
	①第1表 居宅サービス計画書(1) ⑥第1表 施設サービス計画書(1)	○	◎	★	○	◎	
	②第2表 居宅サービス計画書(2) ⑦第2表 施設サービス計画書(2)						
	③第3表 週間サービス計画表 ⑧第3表 週間サービス利用表						
	④第6表 サービス利用票						
⑤第7表 サービス利用票別表							
住宅改修 費利用等 の情報	①介護保険住宅改修費利用情報	◎	★	◎			
	②介護保険福祉用具購入費利用情報						

※1 介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。 ※2 主治医意見書を作成する介護老人保健施設及び介護医療院に限る。

※3 すでに必要な関係者には電子的に共有されているため介護情報基盤には格納しないが、活用方法については引き続き検討。

注) 点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。

「各種資料」ほか

メニュー

URL:<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>
(上記URLからリンク)

介護情報 基盤 ポータル

やさしいデジタル、
介護を支える、
ひとつにつなげる。

最新情報の確認や申請、
問い合わせはこのサイトで！



チャットで質問する



前頁ポータルサイトの「各種資料」から「市町村（保険者）向け」PDFを開く
又は、中段の「市町村のみなさま」から「PDFより詳しい資料」を開く
（その他、介護事業所、医療機関、利用者の資料も選べる）

介護情報基盤の概要

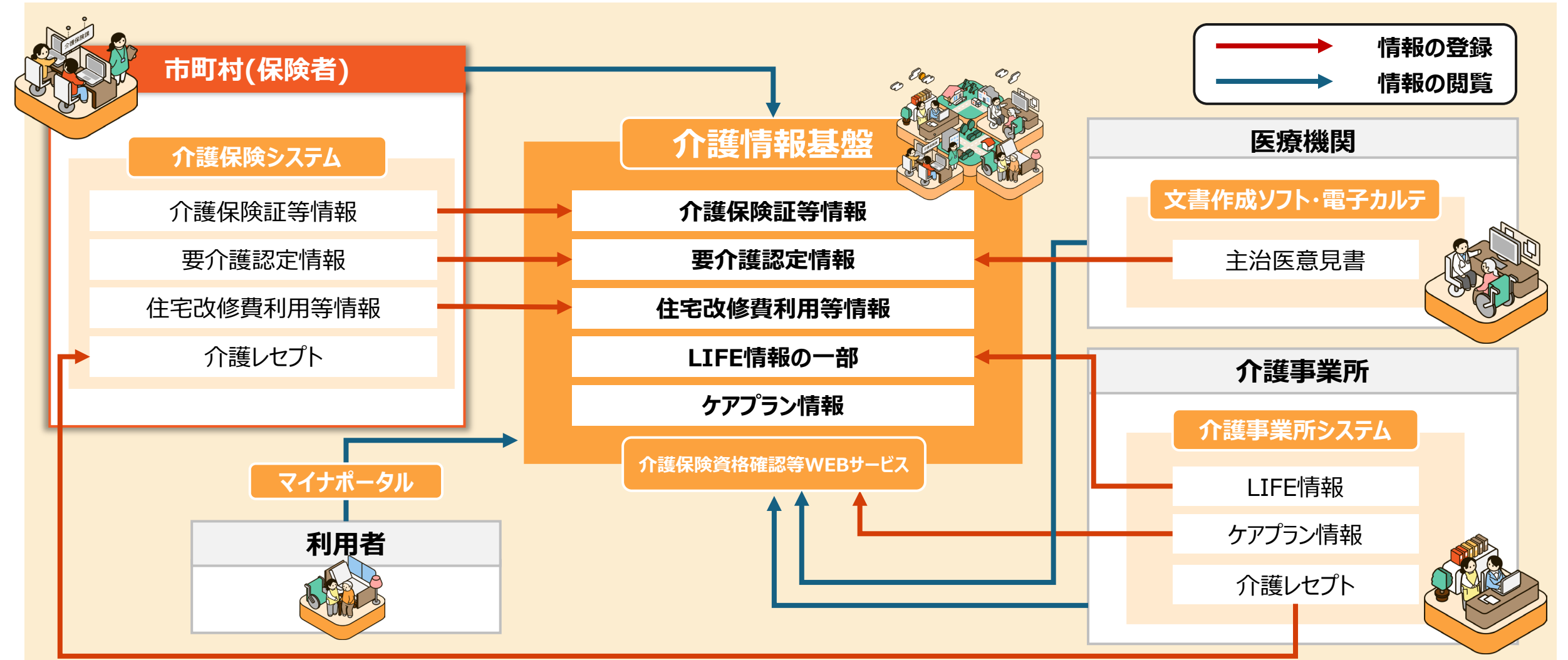
市町村(保険者)のみなさまへ



1. 介護情報基盤とは

全体の概念図

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、閲覧・登録できるようになります。



5.今後のスケジュール

今後のスケジュール

介護情報基盤への移行までのスケジュール方針を以下に示します。今後、より詳細をお示しします。

介護事業所 みなし介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護情報基盤を活用した情報共有を行うには、カードリーダー等の導入や介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ② 介護情報基盤を活用した主治医意見書の連携を行うには、主治医意見書の電子的送信機能追加などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応を令和9年1月1日までに完了します。 ② 介護保険事務システムの標準化対応の終了後、介護情報基盤へのデータ送信を行います。 ③ 市町村のデータ送信が完了次第、介護情報基盤を活用した介護情報の共有が可能になります。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		10年度	
	10月	4月	1月	4月	4月		
介護事業所 みなし介護事業所 がやること		<ul style="list-style-type: none"> ① 助成金申請※1 	令和8年度以降は未定				
医療機関がやること		<ul style="list-style-type: none"> ② 助成金申請※1 	令和8年度以降は未定				
市町村がやること	① 介護保険事務システムの標準化対応		★標準化対応の適合基準日(令和9年1月1日)				
		★介護情報基盤稼働開始日(令和8年4月1日)					
		② 介護情報基盤へのデータ送信				★本格運用開始日(令和10年4月1日)	
		③		介護情報基盤経由での介護情報の共有※2			

※1 本年度の助成金申請受付は令和8年3月13日までを予定

※2 介護保険事務システムの標準化対応が完了し、介護情報基盤へのデータ送信が完了した市町村が対象